

食安輸発第1023003号  
平成19年10月23日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

モニタリング検査の強化について  
(器具、容器包装及びおもちゃ)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年9月21日付け食安輸発第0921001号）に基づき実施しているところです。

先般、自主検査成績に基づき基準に適合する旨を確認した合成樹脂製の器具について、輸入後に同一器具でなく材質試験において基準に適合しないものであることが判明しました。

については、自主検査を実施した製品と届出貨物との同一性を検証する目的で、下記のとおりモニタリング検査等を強化することとしたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

1. 自主検査成績と異なる合成樹脂製器具の製造が確認された中国の NANLONG GROUP CO., LTD.が製造したものの輸入届出がなされた場合にあっては以下によること。

(1) 合成樹脂製器具、容器包装（組み合わせを含む。）については、輸入の都度、貨物を保留の上、輸入者に対し材質規格に係る自主検査を実施するよう指導すること。

(2) 合成樹脂製以外の器具、容器包装については、本日以降、再度、材質規格に係る自主検査を実施するよう指導すること。

2. 上記以外の合成樹脂製の器具、容器包装及びおもちゃ（当該貨物において自主検査を実施した届出を除く。）については、材質試験等に係るモニタリング検査を実施すること。

なお、本件に係るモニタリング検査の件数は299件（器具220件、容器包装29件、おもちゃ50件）とする。